

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景・目的

本市における公共施設等は、高度経済成長期から昭和50年代に整備されたものが多く、それ以前に整備されたものも含め、今後は、一定期間に大規模改修や建替えが集中することが想定されます。さらには、少子高齢化が一層進み、人口全体に対する高齢人口の割合が上昇する一方で、生産年齢人口と年少人口の割合が低下することから、将来的な財源の不足や余剰施設の増加が想定されます。限られた経営資源の中で、公共施設等によるサービスを将来にわたり持続的に提供するためには、財政状況や社会情勢の変化を考慮しながら、公共施設等の全体を適正に管理していく必要があります。

この課題に対応するため、本市では、公共施設等の現状及び課題を明らかにすることを目的として、平成28年3月に柏市公共施設等総合管理計画「施設白書編」を策定しました。この中で、次のとおり課題及び検討すべき方策が整理されました。

①少子高齢化に伴う人口減少社会の到来

中長期的な人口推計を見ると、地域によって異なるものの、市全体の総人口は概ね10年後をピークに減少に転じると予測されています。また、少子高齢化が一層進み、今後、人口構成が変化することにより、それぞれの公共施設の利用需要も変化することが予想されます。

公共施設の保有量が人口規模に見合っているかどうか、総量抑制も視野に入れながら検証を行った上で、地域の実情や市民ニーズに適合した行政サービスをより効率的に提供できるよう、施設の適正配置の検討が必要となります。

②財政状況から予測される更新費用の不足

公共施設等の老朽化が急速に進行しており、今後、大規模改修や更新にかかる費用の増加が見込まれます。市の厳しい財政状況と相まって、今ある全ての施設について、安全性を確保し、快適・機能的な状態で維持していくことは困難な状況にあります。

公共施設の保有量が財政規模に見合っているかどうか、総量抑制も視野に入れながら検証を行った上で、今後も維持していくべき施設については、計画的に保全を行うとともに、建物の長寿命化を推進することで、維持管理に係る財政負担の軽減・平準化を図ることが必要となります。

また、市有財産の有効活用（土地・建物の有償貸付や売却等）による財源確保や、施設使用料の適正化等を図ることにより、これまで以上に収入増へ向けた取組を進めていくことが必要となります。

③施設の利用とコストの現状

利用者の少ない施設やコストの高い施設が存在しており、人口減少社会の到来や公共施設の老朽化の進行により、それらがさらに顕著になる可能性があります。また、社会経済環境の変化により、機能が陳腐化し、使いにくくなっている施設もあり、見直しが必要となります。

見直しにあたっては、民間によりサービスの提供が可能かどうか、官民の役割分担を考慮した上で再度検証し、最もふさわしい方式で民間連携を進めることが必要となります。

④地域によって異なる現状

市内には、都市化が進行している地域と農村部の地域、鉄道沿線にある地域とそうでない地域などがあり、地域によって人口密度や世代構成などが大きく異なっています。また、公共施設の配置や利用状況にも違いが見られます。

公共施設で提供している行政サービスが、それぞれの地域のニーズに対応したものになっているかどうか、地域ごとに検証し、地域住民や施設利用者の意見も取り入れながら、市民協働で今後の公共施設のあり方について考えていくことが必要となります。

「施設白書編」で明らかとなった課題を解決するために、総量の抑制や長寿命化といった取組を積極的に推進していくことが求められます。

「基本方針編」と位置付けられる本方針では、本市の財政規模に見合った範囲の中で、どのようにして総合的かつ計画的な公共施設等の管理を実施していくべきなのか、中長期的な取組の基本的な考え方について整理をし、広く市民の方々に知っていただき、将来の公共施設等の望ましいあり方について、全庁的な観点から検討していくことを目的としています。

1-2 計画の構成

柏市公共施設等総合管理計画は、「施設白書編」と「基本方針編」で構成されています。

「施設白書編」は、公共施設等に係る各種データを収集・整理し、柏市の公共施設等の現状と課題を整理したものです。

「基本方針編」は、「施設白書編」で整理した現状と課題を踏まえ、今後の公共施設等の管理の基本的な考え方を示したものです。

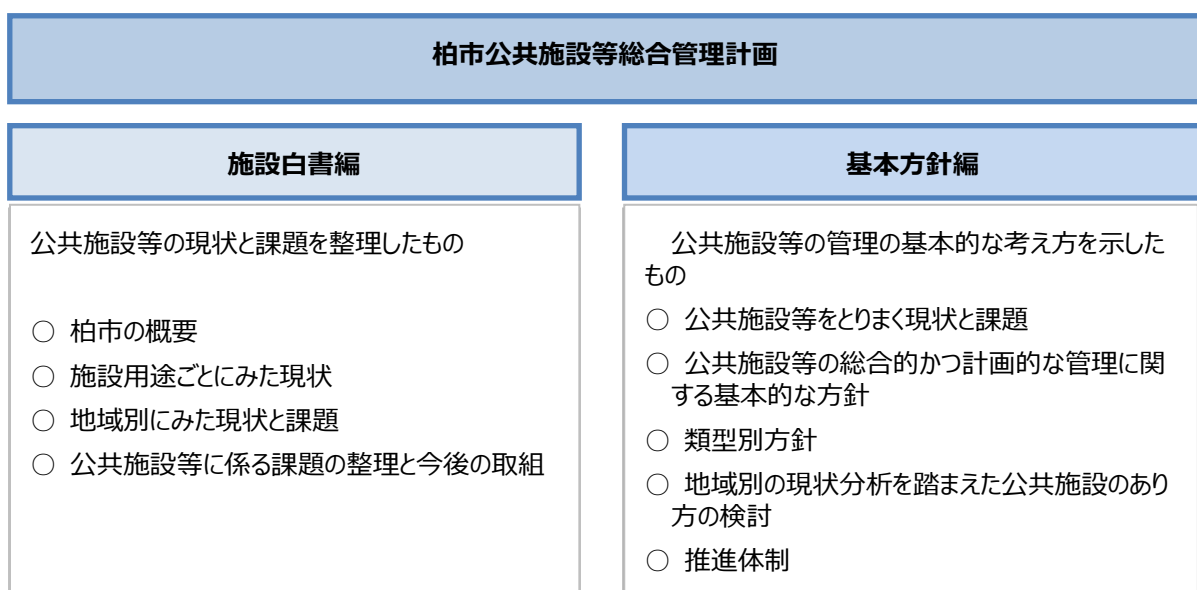
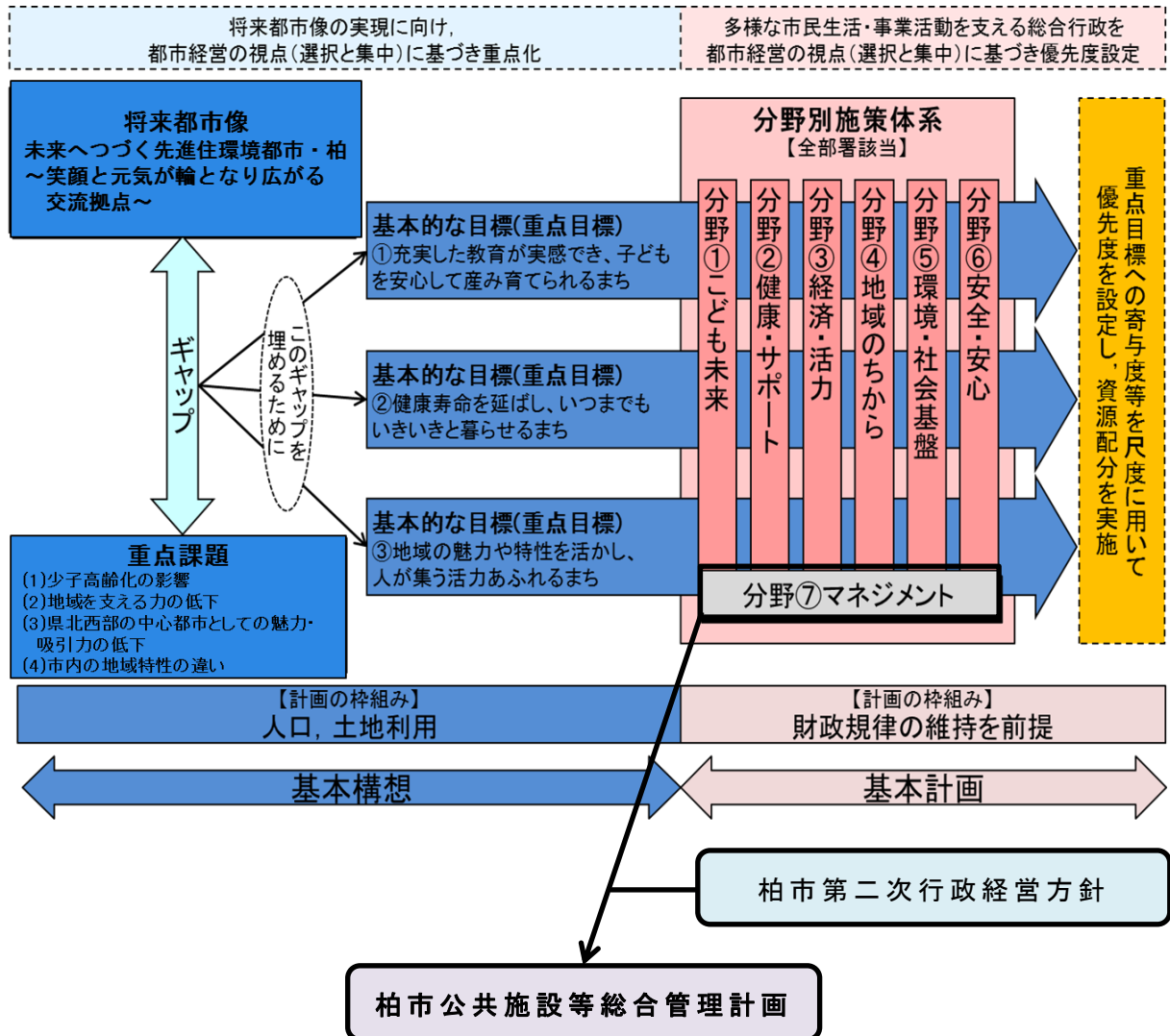


図 1 計画の構成

1-3 計画の位置付け

市政を総合的かつ計画的に進めるための指針であり、最上位の計画でもある「柏市第五次総合計画」では、「未来へつづく先進住環境都市・柏～笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点～」という将来都市像の実現に向けて、課題解決に必要な3つの重点目標を定めています。また、その重点目標の達成を目指して、「こども未来」をはじめとした6つの分野を位置付け、これらの分野を下支えするために「マネジメント」分野を位置付けています。この「マネジメント」分野は、持続可能な行政経営を確立し、確実に運用するとともに、将来の大きな課題となる公共施設等の最適化を図ることを、分野の目指すべき方向として定めています。

柏市公共施設等総合管理計画は、この公共施設等の最適化を図るための取組等を推進するための計画として、「柏市第五次総合計画」及び「柏市第二次行政経営方針」に基づき策定するものです。



出典：柏市第二次行政経営方針を基に作成

図2 「柏市第五次総合計画」の全体像

公共施設等総合管理計画「基本方針編」は、今後の公共施設（建築物系施設）やインフラ系施設の管理のあり方について、基本的な考え方や方向性を示すものです。

「基本方針編」に基づき、公共施設（建築物系施設）については、各施設の長寿命化に向けた方策を示す個別施設計画及び柏市市有建築物中長期保全計画を策定し、下位計画として位置付けます。

インフラ系施設については、施設種別ごとに長寿命化に向けた方策を示す個別施設計画を策定し、これを下位計画として位置付けます。

なお、既に策定済の計画がある場合は、「基本方針編」で示される基本的な考え方と整合を図りながら、計画の推進を図ります。

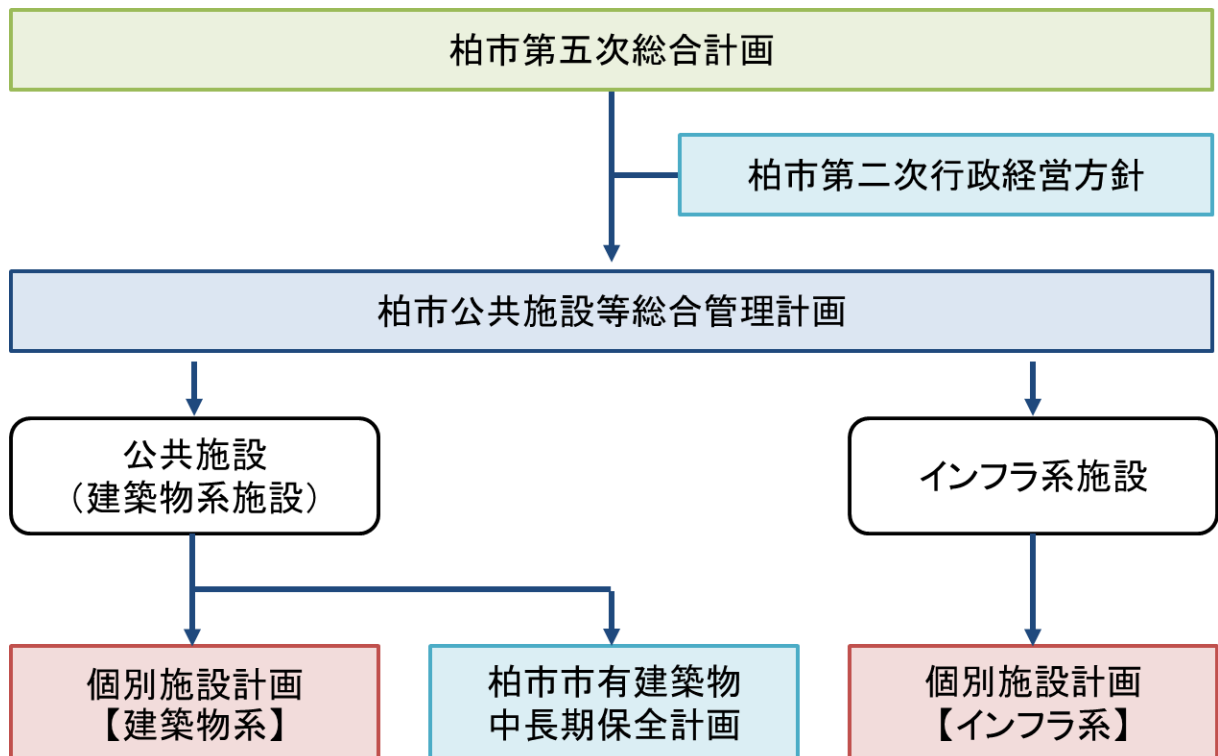


図 3 各種計画の位置付け

1-4 計画期間

「基本方針編」では、施設の耐用年数も視野に入れた中長期的な観点からの検討が必要不可欠であることから、平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）までの40年間を見通し期間とします。計画期間については、柏市第五次総合計画の基本構想の計画期間と合わせ、平成28年度から令和7年度（2025年度）までの10年間（第1期計画）とします。また、時代の変化に伴って新たに生じた課題等に柔軟かつ臨機応変に対応するため、以後10年ごとに、第2期、第3期及び第4期の計画を定めます。ただし、計画期間内であっても柏市第五次総合計画の前期基本計画の計画期間と合わせ、5年をめぐりに検証・見直しを行います。

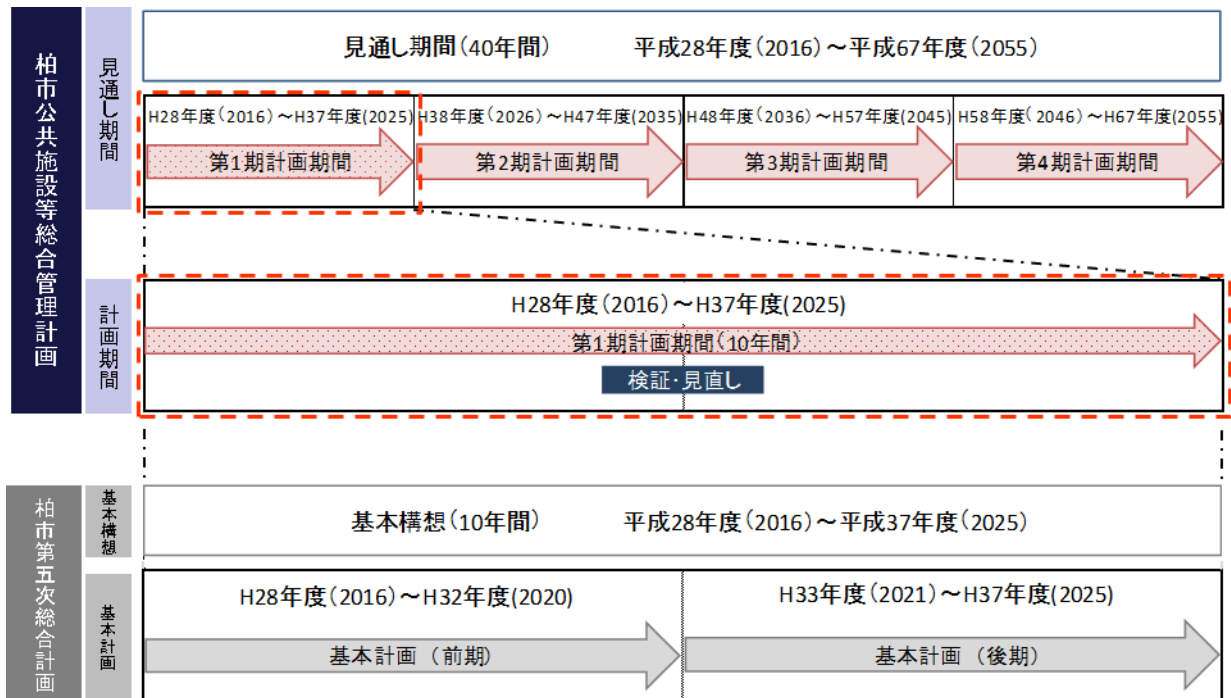


図4 計画期間

1-5 対象施設

本計画で対象とする「公共施設等」について、総務省の「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」（平成26年4月22日）では、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいい、具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である」とされています。

これを踏まえた上で、本計画では、公共施設等を「建築物系施設」及び「インフラ系施設」に区分し、以下の表のとおり整理します。

表1 建築物系施設

| 大分類 | 中分類 | 施設数 (中分類) | 延床面積(m ²) (中分類) |
|--------------------|---------------|--------------|--------------------------------|
| 01 市民文化系施設 | 01 集会施設 | 37 | 25,415 |
| | 02 文化施設 | 2 | 9,576 |
| | 03 交流施設 | 1 | 64 |
| | 小計 | 40 | 35,055 |
| 02 社会教育系施設 | 01 図書館 | 18 | 5,481 |
| | 02 公民館 | 2 | 7,680 |
| | 03 博物館等 | 3 | 918 |
| | 04 その他社会教育施設 | 1 | 106 |
| | 小計 | 24 | 14,186 |
| 03 スポーツ・レクリエーション施設 | 01 スポーツ施設 | 17 | 16,358 |
| | 02 レクリエーション施設 | 1 | 1,331 |
| | 小計 | 18 | 17,689 |
| 04 産業系施設 | 01 産業系施設 | 2 | 4,836 |
| 05 学校教育系施設 | 01 学校 | 63 | 415,629 |
| | 02 その他教育施設 | 2 | 1,384 |
| | 小計 | 65 | 417,013 |
| 06 子育て支援施設 | 01 保育園 | 23 | 23,596 |
| | 02 幼児・児童施設 | 60 | 8,042 |
| | 03 幼児・児童福祉施設 | 3 | 2,200 |
| | 小計 | 86 | 33,839 |
| 07 保健・福祉施設 | 01 高齢者福祉施設 | 10 | 10,748 |
| | 02 障害福祉施設 | 8 | 4,526 |
| | 03 保健施設 | 5 | 9,464 |
| | 04 福祉施設 | 4 | 1,505 |
| | 小計 | 27 | 26,242 |
| 08 医療施設 | 01 医療施設 | 2 | 13,015 |
| 09 行政系施設 | 01 庁舎等 | 30 | 34,488 |
| | 02 消防施設 | 54 | 17,553 |
| | 03 環境施設 | 4 | 3,676 |
| | 04 防災施設 | 19 | 1,061 |
| | 小計 | 107 | 56,778 |
| 10 公営住宅 | 01 公営住宅 | 10 | 47,764 |
| 11 公園 | 01 公園 | 15 | 11,517 |
| 12 供給処理施設 | 01 供給処理施設 | 4 | 46,535 |
| 13 その他 | 01 その他 | 33 | 57,717 |
| 未利用施設 | | 6 | 3,259 |
| 廃止予定施設 | | 3 | 2,624 |
| 合計 | | 442 | 788,067 |

※平成27年3月31日現在。

表 2 インフラ系施設

| 大分類 | 中分類 | 保有量 | 単位 |
|--------|------------|---------|-----------------------|
| 上水道 | 配水管 | 1,350.2 | 管路延長(km) |
| | 導水管 | 15.9 | 管路延長(km) |
| | 送水管 | 9.7 | 管路延長(km) |
| | 水源地 | 6 | 箇所 |
| 雨水排水施設 | 管路 | 409 | 総延長(km) |
| | 調整池 | 126 | 箇所 |
| | 学校貯留施設 | 7 | 箇所 |
| | 雨水ポンプ | 27 | 箇所 |
| | 樋管 | 3 | 箇所 |
| 下水道 | 下水道管 | 1,236.2 | 管路延長(km) |
| | 篠籠田貯留場 | 9,237 | 敷地面積(m ²) |
| | 柏ビレジ排水ポンプ場 | 1,516.9 | 敷地面積(m ²) |
| 道路 | 道路 | 7,991 | 路線数 |
| | | 1,381.8 | 実延長(km) |
| | | 808.4 | 面積(ha) |
| | 橋梁 | 176 | 箇所 |
| 公園 | 都市公園 | 591 | 箇所 |
| | | 167.2 | 面積(ha) |
| | その他 | 69 | 箇所 |
| | | 18.5 | 面積(ha) |

※平成 27 年 3 月 31 日現在。ただし、中分類「道路」については、平成 26 年 4 月 1 日現在の保有量。